平成２３年（フ）第２６８５号
大阪府守口市金田町１丁目46番５号
債務者　錦見　節子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６０号
大阪市住吉区苅田10丁目７番２号
債務者　長野　泰之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８０号
大阪市旭区高殿７丁目19番16号　谷口文化１Ｆ
債務者　佐々木正秀
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４３号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目23番４号
債務者　松下　義彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３００号
大阪府門真市常称寺町16番１―1124号
債務者　田中　健司
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０３号
大阪市東住吉区北田辺６丁目16番24―301号
債務者　武内　智子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８９号
大阪市住吉区遠里小野３―10―11―105、住民票上の住所大阪府堺市北区新金岡町４丁４番７―108号
債務者　藤本　　巧
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２０号
大阪市北区池田町10番11号　辰巳ビル403号室
債務者　桑原　　周
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２１号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番27号　小阪ロイヤルハイツ405号
債務者　片山喜美恵
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２５号
大阪市浪速区元町１丁目11番10―402号
債務者　洲脇　綱要
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４号
堺市北区蔵前町１丁11番10―207号
債務者　羽倉　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
大阪府羽曳野市碓井３丁目468番地の８
債務者　松浦　光紘
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
堺市中区八田西町２丁３番７―310号
債務者　近藤　正見
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
熊本市池上町582番地３
債務者　白石　益朗
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８２号
熊本市梶尾町428番地９
債務者　中村美紗登
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９７号
熊本市保田窪２丁目８番10号
債務者　川内　祐吉
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１７号
熊本市下南部１丁目１番53号　西山アパート101号室
債務者　酒井　清海
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３３号
熊本市白藤３丁目４―19―604号
債務者　湯脇　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部